

## ペット霊園、火葬車両の構造設備基準

### ●共通（火葬車両の場合を除く）

|   |   |
|---|---|
| 1 | ペット霊園の区域の周囲は、美観を呈する塀又は密植した生垣で囲み、外部と区画すること。            |
| 2 | ペット霊園の区域内に雨水及び排水が停滞しないよう必要な措置をとること。                   |
| 3 | ペット霊園の区域内に給水設備及びごみ置場を設けること。                           |
| 4 | ペット霊園の区域内に、必要に応じ、門扉、管理事務所、休憩所、便所、駐車場、緑地帯その他の施設を設けること。 |

### ●墳墓

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 1 | ペットの焼骨を埋蔵するものであること。（埋葬禁止）       |
| 2 | 墳墓の区域内の通路の幅員は、おおむね1メートル以上とすること。 |

### ●納骨堂

|   |   |
|---|---|
| 1 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造とし、納骨設備には、同条第9号に規定する不燃材料を用いること。 |
| 2 | 納骨堂の出入口又は納骨設備には、施錠装置を設けること。                                       |
| 3 | 換気設備及び照明設備を設けること。   |

### ●火葬施設（火葬車両も同じ）

|   |  |
|---|--|
| 1 | 火葬設備は、空気取入口及び煙突の先端以外の部分が外気と接することなく燃焼することができるものであること。                 |
| 2 | 火葬設備に燃焼に必要な量の空気を供給することができる設備を設けること。                                  |
| 3 | 火葬設備に安定した燃焼を行うことができる十分な容積の主燃焼室及び再燃焼室を設けること                           |
| 4 | 主燃焼室及び再燃焼室において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態でペットの死骸を火葬することができるものであること。        |
| 5 | 主燃焼室及び再燃焼室において発生するガス（燃焼ガス）が摂氏800度以上の温度を保ちつつ、一定時間以上滞留することができるものであること。 |
| 6 | 主燃焼室及び再燃焼室に燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つことができる助燃装置を設けること。                      |
| 7 | 主燃焼室及び再燃焼室の燃焼ガスの温度を測定することができる設備を設けること。                               |
| 8 | バグフィルタ、サイクロン又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設けること。                            |